

# 厚生文教委員会報告書

令和5年12月22日

備前市議会議長 守井秀龍 殿

委員長 西上徳一

令和5年12月22日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第124号 備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	—

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第124号の審査	2
閉会	5

## 厚生文教委員会記録

招集日時	令和5年12月22日（金）		総務産業委員会閉会后	
開議・閉議	午前10時23分	開会	～	午前10時42分 閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第5回定例会）の開催		
出席委員	委員長	西上徳一	副委員長	丸山昭則
	委員	中西裕康		土器 豊
		立川 茂		青山孝樹
		奥道光人		草加忠弘
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍		
傍聴者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
説明員	市民生活部長	藤森仁美	市民課長	田原美智代
審査記録	次のとおり			

午前10時23分 開会

○西上委員長 ただいまの御出席は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

それでは、直ちに本委員会に付託された議案の審査を行います。

\*\*\*\*\* 議案第124号の審査 \*\*\*\*\*

議案第124号備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案第124号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○中西委員 4ページ目の対照表なんですけども、3の戸籍法に基づく1件につき400円。これまで350円のは350円なんですけど、この戸籍電子証明書提供用識別符号については金額が50円高いんですけど、もともとなかったものですからこれを高いと言えるかどうかは別にして、この50円差をつけている理由について教えていただければと思います。

○田原市民課長 地方公共団体の手数料の標準に関する政令というもので定められまして、それに伴う条例改正でございます。

○中西委員 既に国のほうで決まっている金額ということですか。

○田原市民課長 そのとおりでございます。

○中西委員 6ページ目も新たに700円と。ここの項目でいえば、5のところでは450円。今度新しくできるのは700円。これも国の法律で決まっているということですか。

○田原市民課長 そのとおりでございます。

○中西委員 中身について教えてほしいんですけど、例えば6ページの除籍に関わる識別符号、符号という実際はどのようなものなんでしょうか。番号が振られたものなんでしょうか、それとも一枚のこういう紙ベースのようなものが何かあるんでしょうか。

○田原市民課長 戸籍電子証明書提供用識別符号につきましては、令和6年3月1日以降に市町村の窓口におきまして戸籍電子証明書提供用識別符号としての発行の開始が予定されております。戸籍の電子証明書の交付請求を受けた際に、広域交付と同様の流れで副本記録情報というものを参照しまして内容を確認した後に、戸籍電子証明書提供用識別符号を作成し、請求者に発行するものです。そして、紙のものと電子の符号というのをお出しする予定になっております。

○中西委員 そういう様式があるんでしょうか。

○田原市民課長 符号の紙ベースのものにつきましては、戸籍電子証明書提供用識別符号等通知書という紙としてお渡しができるものでございます。

○中西委員 現物のこんなものですかというものはないんですか。

○田原市民課長 戸籍法の改正が令和6年3月1日を予定しておりまして、私どものほうにも現物がまだ見れる状態にないんです。今システム開発中ございまして、通知書の見本というものも今時点ではお見せすることができませんので、御容赦ください。

**○立川委員** 簡単な解釈で申し訳ないんですけど、その符号ということになれば、以前マイナンバーが来ましたよね、あなたの番号はこれですよという。ああいう感じでそれぞれ識別符号ができたものを渡していただけるという解釈でええわけですか。そういったものが発行されるということでしょう、請求したときにという理解しとんですが、それで駄目なんですか。それをカード化したのがマイナンバーカードでしょうけど、マイナンバーの通知が前紙ベースで来ましたよね、最初に。ああいう形で符号が出されるよということでもいいんでしょうか。

**○田原市民課長** 請求がありましたら、紙のその証明書につきましては窓口で御請求があった際に発行するものになります。また、オンラインでの符号の発行というのが予定されておりました、そちらはオンラインで戸籍電子証明書提供用識別符号の御請求がありますとマイナポータルを経由することを予定しているとのことで確認しておりますが、今詳細については調整中でございますが、そういったオンラインでの請求がありましたら、符号の請求と発行がマイナポータルによって行われるというようなことでございます。

なお、条例の中にございまして、発行手数料は、オンラインによって行う場合は手数料を徴収しないというような内容も盛り込まれております。

**○立川委員** そういったものが発行されると。それは理解しました。

ただ、窓口で今までみたいに戸籍を発行してくださいという紙ベースの手続がありますよね。謄本ください、抄本くださいというチェックがあって、我々が欲しいのはその謄本であったり抄本であったりするもんじゃないですか。それをもらうのに、これを取りあえず発行せな出てこないということですか。使い方として。電子証明書提供用識別符号を発行されるわけでしょう。これはどういうふうに使われるんですか。それを発行しないと、今度戸籍を頂戴ねっていったときに、ありますかということで窓口で言われて、いや、それはありませんと言われたら発行できない。これを経由しないと、今までみたいに本人確認をして、その欲しい謄本を持って帰るということとはできないんですか。

**○田原市民課長** 現在発行しております戸籍謄本ですか戸籍抄本につきましては、以降も同様に発行いたします。この戸籍電子証明書提供用識別符号と現在発行しております戸籍謄本とはまた別の証明書になります。

**○立川委員** よくいろんな書類につけなさいというのが戸籍の謄本であったり抄本であったりするじゃないですか。それは今までどおり発行できますよと。じゃあ、証明書提供用識別符号というのは何を目的ですか。これを取る目的。何のためにこれを取らないかのかなという素朴な疑問なんですけど。そんなものは要らんわと、戸籍の謄本だけ持って帰ったらいいという人には関係ないわけですか。

**○田原市民課長** 令和6年3月1日施行予定の戸籍法の改正以降に、戸籍の届出書に戸籍謄本の添付などが不要になる制度が始まるわけなんですけれども、そういったところでほかの手続で戸籍証明の添付が省略になる手続が予定されております。そういったときにその符号を用いて手続

ができる場合が出てくると考えております。

○立川委員 要は戸籍法の改正でいろんな添付書類に戸籍が省かれますよと。どうしても必要な方はこの符号を取ってくださいという解釈でいいわけですか。もともと今使っている戸籍謄本、戸籍抄本の類いはどんどん使用頻度が減りますよということ。

○田原市民課長 委員おっしゃるとおりで、戸籍謄本等の紙の添付が不要になってくる手続が増えてくるように予定されております。

具体例で申しますと、パスポートの手続などにおきましては、その識別符号を添付すれば足りるようになるように予定されているということでございます。

○立川委員 紙ベースのやつはもうほとんど要らなくなるよということは間違いないんですか。いろんな添付書類に戸籍をつけなさい、抄本をつけなさいというのがどんどんなくなって、どうしても必要な方はその符号を取りなさいと。符号でもって提出すれば、全部あとしなくていいよという流れになるんですか。

○田原市民課長 そのように考えております。

○立川委員 ということは、どういう使い方をするのかというガイダンス的なパンフレットはまた当然出るんでしょうけど、分かりやすいのをつくっていただいでお出しただけならと思います。

7ページ、上質紙を用いる場合にあってはというただし書があって、1通につき1,400円とかなり高額なんですけど、この上質紙というのはどのようなもので、どのようなときに上質紙を使われるんか、参考で教えていただけますか。

○田原市民課長 届書の受理についての証明書になりますが、上質紙というのが、通常のこういったコピー用紙のようなものではなくて、分厚い紙があるんです。そちらでお出しする証明書のこの場合でございます。

○立川委員 どういう用途に使われるんかなと。

○田原市民課長 請求者の方が、この上質紙を使った証明が要られると言われたときにおつくりするものでございまして、どこにお出しになるかということまではこちらでは承知しておりません。

○青山委員 除籍電子証明書のところですけど、単純に考えたら450円が700円になる。便利になってコストが下がる、安くなるんじゃないかというイメージがあるんですけど、この高くなっているというのが何かその処理上のことで高くなつとんですか。

○田原市民課長 金額の設定につきましては上位法の関係で定められているものなんですけれども、戸籍の種類で御説明いたしますと、現在戸籍が450円ですが、そちらの符号についてが400円、除籍の関係が謄本ですと750円なのですが、そちらの符号についてが700円という料金設定になっております。

○青山委員 もともと750円だったものが700円になって、先ほど言いましたように50円

安くなったと考えたらよろしいんですか。

○田原市民課長 そのとおりでございます。

○奥道委員 要するに符号と、カードのあるなしに関係なくマイナンバーというのは全員に振られていますけども、そのマイナンバーとが重なるというかつながるということで理解していいんですか。そういう意味で便利になるということですか。

○田原市民課長 マイナンバーは個人で1人ずつ持っていて、それと直接つながるものではなく、別のものになります。

○土器委員 戸籍謄本なんかも今までどおり取れるということなんですね、委任状をもらって文書を出したら。

○田原市民課長 戸籍謄本の発行につきましては、現在と同様に御請求いただける制度でございます。

○西上委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第124号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第124号の審査を終わります。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

午前10時42分 閉会